

社援協発0330第3号
平成24年3月30日



各都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長



消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する
告示について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第52号）及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成24年厚生労働省告示第188号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令及び告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨

1 過年度遡及会計基準関係

今般、企業会計基準委員会の「会計上の変更及び誤謬^{ごびゅう}の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）の公表に基づき会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正が行われたことを踏まえ、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の委任に基づく消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2 支払余力比率関係

共済事業を行う消費生活協同組合の支払余力比率について、事業報告書等への記載及びこれを用いた監督上の処分を行うため、規則及び消費生活協同組合法施行規程(平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。)について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1 過年度遡及会計基準関係

(1) 定義規定の整備

所要の用語について、定義規定を整備する(規則第101条第1項及び第109条第1項)。

- ・遡及適用(新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に遡って適用したと仮定して会計処理すること)
- ・誤謬^{ごびゅう}(意図的であるかどうかに関わらず、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤り)
- ・誤謬^{ごびゅう}の訂正(当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類における誤謬を訂正したと仮定して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成すること)
- ・会計方針(決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続)
- ・表示方法(決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する表示の方法)
- ・会計上の見積り(決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定すること)
- ・会計上の見積りの変更(新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更すること)

(2) 損益計算書及び連結純資産変動計算書の規定の整備

損益計算書における「前期繰越剰余金」を「当期首繰越剰余金」に、「前期繰越損失金」を「当期首繰越損失金」に(規則第101条第1項及び第2項)、連結純資産変動計算書等における「前期末残高」を「当期首残高」に(規則第107条第5項及び第6項、第129条第1項、別表第3)改める。

(3) 損益計算書の貸倒引当金の戻入益について

表示区分を「特別利益」から「事業経費」、「事業外費用」又は「事業外収益」に変更する（規則第102条）。

(4) 注記に関する規定の整備

「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」及び「誤謬^{ごびゅう}の訂正」の注記項目の新設並びにこれに伴う所要の改正をする（規則第109条、第112条から第113条の5まで）。

(5) 監査報告等に関する規定の整備

監査報告等の内容とすべき事項を定める規定につき、所要の形式的改正をする（規則第131条第2項、第136条第2項）。

(6) その他の改正事項

① 事業活動の概況に関する規定の整備

組合の事業活動の概況に関する事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する（規則第124条第3項）。

② 決算関係書類及び連結決算関係書類の提供に関する規定の整備

提供決算関係書類及び連結決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する（規則第143条第3項及び第144条第3項）。

③ 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する規定の整備

業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する（規則第209条第3項）。

2 支払余力比率関係

(1) 平成24年3月末決算から適用分

① 支払余力比率の事業報告書等への記載

支払余力比率について、事業報告書における「組合の事業活動の概況に関する事項」とし、併せて「業務及び財産の状況に関する説明書類」の記載事項とする（規則第124条第4項、第209条第1項）。

② その他

各リスクの計算に当たって、リスクを重複して計上しないことを明確化するため、巨大災害リスクに対応するリスクを明確化し、その他リスク（生命）に普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスクが含まれないこと、その他リスク（損害）に火災リスク、自動車リスク、傷害リスクが含まれないことを明確化する（規程第4条の5第1項、別表第1）。

また、事業年度における実績値を用いて計上するリスクや責任準備金について、事業年度が1年でない場合の算出方法として、当該事業年度の末日前1年を事業年度とみなすこととする（規則第179条第1項、規程第7条第1項、第10条、別表第1）。

(2) 平成25年3月末決算から適用分

支払余力基準に応じ、以下の監督上の処分規定を整備（規則第248条の2、別表第5）

- ・第1区分（支払余力比率が100%以上200%未満であるもの）：経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
- ・第2区分（支払余力比率が0%以上100%未満であるもの）：共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
- ・第3区分（支払余力比率が0%未満であるもの）：期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

3 その他所要の改正

第3 施行時期及び経過措置

1 公布の日

平成24年3月30日（金）

2 施行期日

公布の日

3 経過措置

過年度遡及会計基準に係る規定や、共済事業を行う消費生活協同組合の支払余力比率の事業報告書等への記載を義務づける規定は、平成24年3月末日以後に終了した事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

共済事業を行う消費生活協同組合の支払余力比率を用いた監督上の処分に係る規定は、平成25年3月末日以後に終了した事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。